

実用新案法施行令

全文改正 1973.12.31 大統領令 第 06976 号	改正 2008.02.29 大統領令 第 20729 号
(省略)	改正 2008.09.30 大統領令 第 21045 号
改正 1996.06.03 大統領令 第 15010 号	改正 2009.06.26 大統領令 第 21568 号
改正 1997.06.26 大統領令 第 15409 号	改正 2011.12.02 大統領令 第 23342 号
改正 1999.06.30 大統領令 第 16421 号	改正 2012.01.06 大統領令 第 23488 号
改正 2001.06.27 大統領令 第 17247 号	他法改正 2013.03.23 大統領令 第 24439 号
改正 2003.06.13 大統領令 第 17996 号	一部改正 2013.06.28 大統領令 第 24646 号
改正 2004.03.17 大統領令 第 18312 号	一部改正 2014.12.30 大統領令 第 25925 号
全文改正 2006.09.28 大統領令 第 19696 号	一部改正 2015.08.19 大統領令 第 26495 号
改正 2007.06.28 大統領令 第 20128 号	一部改正 2017.01.10 大統領令 第 27779 号
改正 2007.06.29 大統領令 第 20137 号	

第 1 条(目的) この令は「実用新案法」で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 削除

第 3 条(請求範囲の記載方法) ①「実用新案法」(以下“法”という)第 8 条第 8 項による請求範囲の請求項(以下「請求項」と言う)を記載する時には、物品に関する独立請求項(以下「独立項」と言う)を記載しなければならない。また、その独立項を限定したり付加して具体化する従属請求項(以下「従属項」と言う)を記載することができる。この場合、必要な時にはその従属項を限定したり付加して具体化する他の従属項を記載することができる。

②請求項は考案の性質により適正な数で記載しなければならない。

③他の請求項を引用する請求項は引用される項の番号を記さなければならない。

④2 以上の項を引用する請求項は、引用される項の番号を択一的に記載しなければならない。

⑤2 以上の項を引用した請求項で、その請求項の引用された項は再び 2 以上の項を引用する方式を使ってはならない。2 以上の項を引用した請求項で、その請求項の引用された項が再び一つの項を引用した後に、その一つの項が結果的に 2 以上の項を引用する方式に対してもまた同様である。

⑥引用される請求項は、引用する請求項より先に記載しなければならない。

⑦各請求項は、項毎に行を変えて記載し、その記載する手順によってアラビア数字で一連番号を付けなければならない。

第 4 条(1 群の考案に対する 1 実用新案登録出願の要件) 法第 9 条第 1 項但書きによる 1 群の考案に対して 1 実用新案登録出願をするためには次の各号の要件を備えなければならない。

1. 請求された考案の間に技術的相互関連性があること
2. 請求された考案が同一か相応する技術的特徴を持っていること。この場合の技術的特徴は、考案全体から見て

先行技術に比べて改善されたものでなければならない。

第5条(優先審査の対象) 法第15条で準用する「特許法」第61条第2号で「**大統領令** で定める特許出願」とは、次の各号のいずれか一つに該当するものであって、特許庁長が定める実用新案登録出願を言う。

1. 防衛産業分野の実用新案登録出願
2. 公害防止に有用な実用新案登録出願
3. 輸出促進に直接関連した実用新案登録出願
4. 国家または地方自治体の職務に関する実用新案登録出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に関する実用新案登録出願であって、「技術の移転および事業化促進に関する法律」第11条第1項によって国・公立学校内に設置された技術移転・産業化専担組織による実用新案登録出願を含む)
5. 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第25条によるベンチャー企業の確認を受けた企業の実用新案登録出願
6. 「中小企業技術革新促進法」第15条により技術革新型中小企業に選定された企業の実用新案登録出願
- 6の2. 「発明振興法」第11条の2により職務発明補償優秀企業に選定された企業の実用新案登録出願
- 6の3. 「発明振興法」第24条の2により知職財産の経営認証を受けた中小企業の実用新案登録出願
7. 国家の新技术開発支援事業または品質認証事業の結果物に関する実用新案登録出願
8. 条約による優先権主張の基礎となる実用新案登録出願(その実用新案登録出願を基礎とする優先権主張により、外国特許庁で特許出願または実用新案登録出願に関する手続きが進行中のものに限定する)
9. 実用新案登録出願人が実用新案登録出願された考案を実施しているか、あるいは実施準備中である実用新案登録出願
10. 電子取引と直接関連した実用新案登録出願
11. 出願と同時に審査請求を行い、その出願後2ヶ月以内に優先審査の申し込みがある実用新案登録出願
12. 優先審査の申請をしようとする者が実用新案出願された考案に関して法第15条により準用される特許法第58条第1項による**先行技術の調査または特許分類の付与に関する業務を担当する専門機関中、特許庁長が定め告示した専門機関**に先行技術の調査を依頼した場合で、その**調査結果**を特許庁長に通知するように該当専門機関に要請した実用新案出願
13. 次の各目のいずれかに該当する者がした実用新案登録出願
 - イ. 65歳以上の者
 - ロ. 健康に重大な異常があり、優先審査を受けなければ、実用新案登録決定または実用新案登録拒絶決定まで実用新案登録に関する手続を踏むことができないと予想される者

第6条(優先審査の決定) ①法第15条で準用する「特許法」第61条にともなう優先審査を申請する者は、産業通商資源部令が定める優先審査申請書を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は第1項による優先審査申請がある時には、優先審査の可否を決定しなければならない。

③第2項の優先審査の決定に関して必要な事項は特許庁長が定める。

第6条の2(出願人によって登録が遅延された期間) ①法第22条の2第3項で「出願人による遅延された期間」とは、次の各号のいずれか一つに該当する期間をいう。

1. 特許庁または特許審判院に係属中である実用新案登録に関する手続きにおいて次の各項目のいずれか一つに該当する期間

イ. 法第3条により準用される「特許法」第10条により特許庁長または審判庁が代理人のために実用新案登録に関する手続きを踏むよう命じたり、代理人の介入を命じた場合には、その命じた日から代理人が選任されたりあるいは介入した日までの期間

ロ. 法第3条により準用される「特許法」第15条第1項または第2項により出願人の請求によって審判の請求期間または実用新案登録に関した手続きを踏む期間が延長された場合には、その延長された分の期間(期間が延長されてから法第3条により準用される「特許法」法第15条第2項により出願人の請求によって実用新案登録に関する手続きを踏む期間が短縮された場合には、その短縮された分の期間は除外される。)

ハ. 法第3条により準用される「特許法」第15条第3項により実用新案登録に関した手続きを踏む期日が定められた後、出願人の請求によりその定められた期日より遅い期日に変更された場合には、その定められた期日の翌日から変更された期日までの期間

ニ. 法第3条により準用される「特許法」第17条本文により責任を問うことのできない事由が消滅した後、実用新案登録に関する手続きを追って後日補完した場合には、その事由が消滅した日からその手続きを追って後日補完した日までの期間

ホ. 法第3条、第15条または第33条により準用される「特許法」第20条、第23条第2項、第78条第1項または第164条第1項により実用新案登録に関した手続きが中断、あるいは中止された場合にはその実用新案登録に関した手続きが中断、あるいは中止された期間

ヘ. 法第7条第6項により特許庁長が出願人に期間を定め協議の結果を申告することを命じた場合には、その期間(法第3条により準用される「特許法」第15条第2項により出願人の請求により期間が短縮された場合には、その短縮された分の期間は除外される。)

ト. **法第8条の2第2項ただし書**による期間以内に実用新案登録請求範囲が記載されるよう明細書を補正した場合には、出願審査請求の趣旨を通知受領した日からその明細書を補正した日までの期間

チ. 法第11条、第33条または第41条により準用される「特許法」第46条、第141条第1項または第203条第2項により特許庁長・特許審判院長または審判庁が期間を定めて補正を命じた場合にはその期間(法第3条により準用される「特許法」第15条第2項により出願人の請求によって期間が短縮された場合にはその短縮された分の期間は除外される。)

リ. 法第11条により準用される「特許法」第55条第1項により優先権主張の基礎となった前出願に対し、その前出願を基礎とした優先権主張が法第11条により準用される「特許法」第56条に基づいてなされたり、なされたと判断される場合には、その先出願に対して優先権主張があった日からその優先権主張がなされたりなされたと判断される日までの期間

ヌ. 法第14条第1項本文により審査官(法第33条及び「特許法」第170条により実用新案に関した審判に対して準用される場合には、審判官を言う。以下、この項目と同様)が出願人に拒絶理由を通知して期間を定め意見書を提出することができる機会を与えた場合【但し、審査官が拒絶理由を通知した後、その拒絶理由通知に対する明細書または図面の補正なく法第15条により準用される「特許法」第66条による実用新案登録決定をした場合(法第33条及び「特許法」第170条により同法第66条が準用され実用新案登録決定をした場合を含む。)は除外される。】にはその期間(法第3条により準用される「特許法」第15条第2項により出願人の請求により意見書を提出することができる期間が短縮された場合にはその短縮された分の期間は除外される。)

ル. 法第 15 条により準用される「特許法」第 61 条による優先審査と関連し第 6 条により優先審査の決定が出願人によって遅延された場合にはその遅延された期間

ヲ. 法第 15 条により準用される「特許法」第 61 条第 2 項による実用新案登録決定の謄本を送達受領した日から法第 16 条第 1 項により登録料を納付(したり法第 20 条により準用される「特許法」第 81 条第 1 項により特許料を追加納付する場合、同法第 81 条の 2 第 2 項により特許料を保全する場合または同法第 81 条の 3 第 1 項により特許料を納付したり保全する場合を含む。)法第 20 条により準用される「特許法」第 83 条第 3 項により出願人が産業通商資源部令で定められた書類を提出し登録料を免除された場合には、その送達受領の日から法第 21 条により実用新案権の設定登録がなされる日までの期間

ワ. 法第 15 条により準用される「特許法」第 67 条第 2 項本文による再審査を請求した場合には、法第 15 条により準用される「特許法」第 67 条第 2 項による実用新案登録拒絶決定の謄本を送達受領した日から再審査を請求した日までの期間

カ. 法第 15 条の規定により準用される「特許法」第 67 条の 3 第 1 項の規定により、責任を負えない事由が消滅した後、出願審査の請求または再審査の請求をした場合には、その事由が消滅した日から出願審査の請求または再審査の請求をした日までの期間

コ. 法第 33 条により準用される「特許法」第 149 条または第 150 条により除斥あるいは忌避の申し立てが法第 33 条により準用される「特許法」第 152 条第 1 項の決定により審判手続きを中止した期間

タ. 法第 33 条により準用される「特許法」第 157 条による出願人の証拠調査または証拠保全の申し立てに対し、その証拠調査あるいは証拠保全が必要ではないと認められた場合には、その申し立ての日からその証拠調査または証拠保全が必要ではないと認められた日までの期間

レ. 法第 33 条により準用される「特許法」第 162 条第 4 項により審理の終結を通知した後、出願人の申し立てにより審理を再開した場合には、審理を再開した日から法第 33 条により準用される「特許法」第 162 条第 3 項による審理の終結を再び通知した日までの期間

ソ. 法第 33 条により準用される「特許法」第 178 条による再審をその再審の事由を知った後に請求した場合には、その再審の事由を知った日から再審を請求した日までの期間

ツ. 法第 33 条により準用される「特許法」第 186 条第 5 項により審判長が付加期間を定めた場合にはその期間

ネ. 法第 44 条により準用される「特許法」第 218 条または第 219 条による書類の送達あるいは公示送達が出願人によって遅延された場合(第 9 条により準用「特許法施行令」第 18 条第 10 項により送達する場所を変更したときその趣旨を特許庁長に申告せず送達が遅延された場合等をいう。)には、その送達が遅延された期間

2. 法第 33 条により準用される「特許法」第 186 条第 1 項または第 8 項により審決・決定・判決に対する訴訟手続きにおいて次の各項目のいずれか一つに該当する期間

イ. 法 15 条により準用される「特許法」第 78 条第 2 項または第 33 条により準用される「特許法」第 164 条第 2 項により訴訟手続きが中止された場合には、その訴訟手続きが中止された期間

ロ. 「民事訴訟法」第 41 条乃至第 43 条の規定による法官(法第 33 条及び「特許法」第 188 条の 2 第 1 項により準用される技術審理官及び「民事訴訟法」第 50 条により準用される法院事務官等を含む。)に対する除斥あるいは忌避の申し立てがなされた日からその申し立てに対する却下決定が下された日までの期間、または「民事訴訟法」第 45 条または第 46 条の決定により受け入れられなかった場合には除斥あるいは忌避の申し立ての日からその申し立てに対する却下決定がなされる日までの期間あるいは「民事訴訟法」第 48 条本文により訴訟手続きを停止した期間

ハ. 「民事訴訟法」第 59 条または第 254 条第 1 項により法院または裁判長が期間を定めて補正を命じた場合には

その期間

ニ。「民事訴訟法」第 62 条により特別代理人が選任された場合には、その選任を申し立てた日から特別代理人が選任された日までの期間

ホ。「民事訴訟法」第 142 条により弁論の再開が出願人による場合には、弁論の再開が命じられた日から弁論が再び終結される日までの期間

ヘ。「民事訴訟法」第 144 条第 1 項により法院が出願人または代理人の陳述を禁じ弁論を係属する新たな期日を定めた場合には、その陳述を禁じた日から新たな期日までの期間

ト。「民事訴訟法」第 144 条第 2 項により法院が弁護士を選任するように命じた場合には、その選任が命じられた日から弁護士が選任された日までの期間

チ。「民事訴訟法」第 165 条第 1 項により裁判長が指定した期日が出願人の申し立て等顕著な事由があり、その指定した期日より遅い期日に変更された場合には、その指定した期日の翌日から変更された期日までの期間

リ。「民事訴訟法」第 172 条により法院が出願人の申し立てのための法廷期間または法院が定めた期間を延ばしたり、不変期間に対して付加期間を定めた場合には、その延ばされた期間またはその付加期間

ヌ。「民事訴訟法」第 173 条により責任を問うことのできない事由がなくなった後、訴訟行為を追って後日補完した場合には、その事由がなくなった日からその訴訟行為を追って後日補完した日までの期間

ル。「民事訴訟法」第 178 条、第 186 条乃至第 188 条、または第 194 条による書類の送達または公示送達が出願人によって遅延された場合には、その送達が遅延された期間

ヲ。「民事訴訟法」第 233 条乃至第 237 条、第 239 条、第 240 条または第 246 条により訴訟手続きが中断あるいは中止された場合には、その訴訟手続きが中断あるいは中止された期間

ワ。「民事訴訟法」第 268 条第 1 項により出願人が弁論期日に出席しなかったり、あるいは出席したとしても弁論せず裁判長が再度弁論期日を定めた場合には、その弁論期日の翌日から再び定められた弁論期日までの期間

カ。「民事訴訟法」第 289 条による証拠の申し出に対し、その証拠が必要ではないと認められた場合には、その申し出の日からその証拠が必要ではないとされた日までの期間

ヨ。「民事訴訟法」第 451 条による再審の訴えをその再審の事由を知り得た後に提起した場合には、その再審の事由を知った日から再審の訴えを提起した日までの期間

3. 法第 44 条により準用される「特許法」第 224 条の 2 第 2 項による処分の不服に対する行政審判・行政訴訟の手続きにおいて次の各項目のいずれか一つに該当する期間

イ。「行政審判法」第 10 条による除斥または忌避の申し立てが同法施行令第 12 条による決定により却下されたり棄却された場合には、同令第 13 条により審判手続きを停止した期間

ロ。「行政審判法」第 27 条第 2 項により天災地変、戦争、地変、それ以外の不可抗力事由が消滅した後、行政審判を請求する場合には、その事由が消滅した日から行政審判を請求した日までの期間

ハ。「行政審判法」第 32 条第 1 項本文により中央行政審判委員会（以下、この条では「委員会」とする）が期間を定めて補正することを求めた場合にはその期間

ニ。「行政審判法」第 33 条第 2 項により委員会が補充書面の提出期限を定めた場合には、その提出期限を定めた日から補充書面を提出した日までの期間

ホ。「行政審判法」第 38 条により委員会が指定した審理期日が出願人の申し出によりその指定した審理期日より遅い審理期日に変更された場合にはその指定した審理期日の翌日から変更された審理期日までの期間

ヘ。「行政審判法」第 57 条により「民事訴訟法」の中で送達に関する規定を準用する場合には、第 2 号カの項目に

該当する期間

ト、「行政審判法」第 8 条第 2 項により「民事訴訟法」の規定を準用する場合には、第 2 号の各項目いずれか一つに該当する期間

4. それ以外特許庁または特許審判院に係属中である実用新案登録に関する手続き、法第 33 条により準用される「特許法」第 186 条第 1 項または第 8 項による審決・決定・判決に対する訴訟手続きあるいは法第 44 条により準用される「特許法」第 224 条の 2 第 2 項による処分の不服に対する行政審判・行政訴訟の手続きにおいて、出願人により遅延された期間として産業通商資源部令で定められる期間

②第 1 項にもかかわらず法第 22 条の 2 第 1 項により実用新案権の設定登録が遅延された原因のうち、出願人により遅延されたものではないと客観的に認められる場合には、それに該当する期間は第 1 項による期間から除外される。

第 7 条(実用新案公報) ①法第 42 条による実用新案公報は、登録実用新案公報と公開 実用新案公報に区分する。

②法第 21 条第 3 項第 8 号の“大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 分類記号
2. 法第 11 条で準用する「特許法」第 30 条により公知等がされていない考案で見る考案に関する事項
3. 実用新案登録出願書に添付された明細書及び図面(法第 21 条第 2 項による設定登録時に添付された明細書及び図面をいう。)
4. 変更出願又は分割出願に関する事項
5. 優先権主張に関する事項
6. 出願公開番号及び公開年月日
7. 法第 15 条で準用する「特許法」第 66 条の 2 による職権補正に関する事項
8. 法第 30 条の 3 で準用する「特許法」第 132 条の 3 により訂正された内容
9. 法第 33 条で準用する「特許法」第 133 条の 2、第 136 条又は第 137 条により訂正された内容
10. その他に特許庁長が必要と認める事項

③公開実用新案公報には次の各号の事項を掲載する。但し、公共の秩序または善良な風俗を紊乱させたり、公衆の衛生を害するおそれがあると認められる事項は掲載しない。

1. 次の各目の区分による事項
 - イ. 出願人が自然人の場合：氏名及び住所
 - ロ. 出願人が法人の場合：法人の名称及び営業所の所在地
2. 出願番号・分類記号及び出願年月日
3. 考案者の氏名及び住所
4. 優先権主張に関する事項
5. 変更出願または分割出願に関する事項

5 の 2. 実用新案登録出願書に最初に添付された明細書及び図面。ただし、法第 8 条の 3 第 1 項の規定により、明細書及び図面を韓国語ではない言語で記す実用新案登録出願(以下“外国語実用新案登録出願”という。)と法第 34 条第 1 項の規定による国際実用新案登録出願のうち、韓国語ではない言語で記す国際実用新案登録出願(以下“外国語国際実用新案登録出願”という。)の場合には次の各目の区分による明細書(外国語国際実用新案登録出願の場合には考案の説明及び請求範囲をいう。以下この号において同じ。)及び図面とする。

- イ. 外国語実用新案登録出願の場合：法第 8 条の 3 第 5 項の規定により、補正したものとみなす明細書及び図面

ロ. 外国語国際実用新案登録出願の場合: 法第 35 条第 5 項の規定により、補正したものとみなす明細書及び図面

6. 実用新案登録出願書に添付された要約書

6 の 2. 法第 8 条の 2 第 2 項の規定による明細書補正に関する事項

7. 出願公開番号及び公開年月日

8. 法第 15 条で準用する「特許法」第 60 条第 2 項による出願審査の請求事実。但し、出願公開の時にその出願審査の請求事実が記載されなかった時には、その出願の公開番号・分類記号及び出願番号をその出願審査の請求事実と共に、後に発行される公開実用新案公報に記載しなければならない。

9. 法第 15 条で準用する「特許法」第 63 条の 2 により、誰でもその考案が実用新案登録されることができないという趣旨の情報を証拠と一緒に特許庁長に提供することができるという趣旨

10. その他、実用新案登録出願の公開に関係する事項

④特許庁長は法第 21 条第 3 項及びこの条第 3 項により自然人の実用新案権者、自然人の出願人又は考案者の住所を掲載する場合その実用新案権者、出願人または考案者の申請があればその住所の一部だけを掲載する事ができる。

⑤第 4 項によりその申請方法及び手続き、住所の掲載範囲は特許庁長が定めて告示する。

第 7 条の 2(固有識別情報の処理) 特許庁長または特許審判院長は次の各号の事務を遂行するため不可避である場合には「個人情報保護法施行令」第 19 条第 1 号または第 4 号により住民登録番号または外国人登録番号が含まれた資料を処理することができる。

1. 法第 3 条で準用している「特許法」第 28 条の 2 により固有番号の付与に関する事務

2. 法第 8 条による実用新案登録出願に関する事務

3. 法第 33 条で準用している「特許法」第 157 条による証拠資料及び証拠保全に関する事務

4. 法第 44 条で準用している「特許法」第 222 条による書類の提出等に関する事務

5. それ以外の法及びこの令による出願、審査、審判、登録に関する申し立て・申告または提出に関する事務

第 8 条 削除

第 9 条(「特許法施行令」の準用) ①実用新案登録に関する出願・請求、その他の手続きに関しては、「特許法施行令」第 2 条 から第 4 条まで、第 8 条の 2 から第 8 条の 4 まで、第 11 条から第 16 条までおよび第 18 条を準用する。

②「特許法施行令」第 8 条の規定は、実用新案登録出願に関する審査・審判などにおいて、審査官・審判官・審判長及び特許審判院長の資格に関してこれを準用する。

付 則

①(施行日)この令は 2006 年 10 月 1 日から施行する。但し、第 9 条第 2 項で準用する「特許法施行令」第 8 条第 2 項及び同条第 3 項第 2 号の改訂規定は 2007 年 7 月 1 日から施行する。

②(優先審査の対象に関する適用例)第5条の改訂規定は、この令の施行後、最初に提出される優先審査申請から適用する。

③(実用新案公報発行による経過措置)第7条の改訂規定の施行当時、従前の規定によって提出された実用新案登録出願に対する実用新案公報の発行は、従前の規定による。

④(審判官等の資格要件に関する経過措置)第9条第2項で準用する「特許法施行令」第8条第2項及び第3項の改訂規定の施行当時、従前の規定によって審判官または審判長の資格を備えた者は、各々本令による審判官または審判長の資格があるものとみなす。

付 則 [2007.06.28]

この令は 2007 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(技術の移転及び産業化促進に関する法律施行令)[第 20137 号、2007.06.29]

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条および第3条 省略

第3条(他の法令の改正) ①から⑧まで 省略

⑨実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第5条第4号のうち“「技術移転促進法」第9条第1項”を“「技術の移転及び産業化促進に関する法律」第11条第1項”に、“技術移転専担組織”を“技術移転・産業化専担組織”にする。

⑩から⑫まで 省略

第5条 省略

付 則(特許庁とその所属機関職制)

第1条(施行日) の令は、公布された日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) ①から⑦まで 省略

⑧実用新案法施行令の一部を下記の通り改正する。

第6条第1項及び第8条第4項のうち“産業資源部令”を各々“知識経済部令”にする。

⑨及び⑩ 省略

付 則<第 21054 号,2008.9.30>

第1条(施行日) この令は 2008 年 10 月 1 日から施行する。

第2条(優先審査の対象に関する適用例) 第5条の改正規定は、この令施行後最初に提出された優先審査申請より適用する。

[別表] 過怠料の付加基準(第8条関連)

違反行為	根拠法令	過怠料金額
イ.「民事訴訟表」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条により宣誓をした者で、特許審判院に対し虚偽の陳述をした者	法 第 52 条 第 1 項第 1 号	50 万ウォン
ロ. 特許審判院より証拠調査または証拠保全に関して書類その他の物件の提出または提示の命令を受けた者で、正当な理由なくその命令に応じなかった者	法 第 52 条 第 1 項第 2 号	50 万ウォン
ハ. 特許審判院より証人・鑑定人または通訳人として召還された者で、正当な事由なく召還に応じなかったり、宣誓・陳述・証言・鑑定または通訳を拒否した者	法 第 52 条 第 1 項第 3 号	20 万ウォン

付 則<第 21568 号、2009.06.26>

この令は 2009 年 7 月 1 日から施行する。

付 則<第 23342 号、2011.12.2>

第 1 条(施行日) この令は、「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」がわが国に対してその効力を発生する日から施行する。ただし、第 8 条及び別表の改正規定は 2012 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(出願人によって遅延された期間に関する適用例) 第 6 条の 2 の改正規定は、この令施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第 3 条(過怠料に関する経過措置) ①この令の施行前 の違反行為に対して過怠料の付加基準を適用する時は別表の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

②この令の施行前 の違反行為による過怠料の付加処分は、別表の改正規定による違反行為の回数算定に含まない。

付 則<第 24439 号、2013.3.23>(特許庁とその所属機関職制)

第 1 条(施行日) この令は公布した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条(他の法令の改正) ①から⑥まで省略

⑦実用新案法施行令一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項第 1 号ヲ目及び同項第 4 号中“知識経済部令”を各々“産業通商資源部令”とする。

⑧及び⑨省略

付 則<第 24646 号、2013.06.28>

第 1 条(施行日) この令は 2013 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 5 条第 6 号の 2 の改正規定は 2013 年 9 月 23 日から施行され、第 7 条第 2 項から第 4 項までの改正規定 は 2014 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(実用新案登録請求範囲の記載方法に関する適用例) 第 3 条第 3 項の改正規定は次の各号の実用新案登録出願に対しても適用する。

1. この令の施行当時、出願が継続中の実用新案登録出願

2. この令の施行前に出願された実用新案登録出願(イ目の場合には特許出願をいう)に対してこの令施行後出願した次の各目の実用新案登録出願

イ. 法第 10 条の規定による変更出願

ロ. 法第 11 条の規定による正当な権利者の実用新案登録出願

ハ. 法第 11 条の規定による分割出願

第 3 条(優先審査の対象に関する適用例) 第 5 条第 6 項の 2 の改正規定は「発明振興法」第 11 条の 2 の規定により職務発明補償優秀企業に選定された企業が付則第 1 条のただし書による施行日以後優先審査を申請する実用新案登録出願から適用する。

第 4 条(実用新案公報に関する適用例) 第 7 条第 4 項の改正規定は付則第 1 条のただし書による施行日以後発行される登録公告用実用新案公報又は公開用実用新案公報に住所の一部だけを掲載するよう申請する場合から適用する。

付 則<第 25925 号、2014.12.30>

第 1 条(施行日) この令は 2015 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(登録実用新案公報掲載事項に関する適用例) 第 7 条第 2 項第 5 号の 2 の改正規定は、この令施行前に設定登録された実用新案権で、この令施行以後に登録実用新案公報に掲載する実用新案権に対しても適用する。

付 則<第 26495 号、2015.8.19>

この令は公布した日から施行する。

付 則<第 27779 号、2017.1.10>

この令は公布した日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定は、2017 年 3 月 1 日から施行する。